

■府内市町村職員の勤務条件制度

団体名	勤務時間等		年次有給休暇 R6 平均取得日数 ●取得者有 ○制度有	特別休暇(主なもの)										R7.4.1現在		
	勤務時間帯	休憩時間		育児休業等		産前休暇	産後休暇	保育時間	妻の出産	育児参加	子の看護	親族死亡	父母の虐待	結婚休暇 (日数) ※は週休日(土日祝) を除く日数		
				勤務時間 時間外 勤務命令の 上限制度	勤務制度 ●取得者有 ○制度有	育児休業 取得率										
大阪府	9:00~17:30	12:15~13:00	有	14.8日	●	62.4%	有給	5日	5日以内							
大阪市	9:00~17:30	12:15~13:00	有	16.5日	●	36.8%	有給	5日	5日以内							
堺市	9:00~17:30	12:00~12:45	有	15.7日	●	80.4%	有給	5日	5日以内							
岸和田市	9:00~17:30	12:00~12:45	有	13.8日		37.1%	有給	8日※	8日							
豊中市	8:45~17:15		有	16.1日	●	73.0%	有給	7日※	6日							
池田市	8:45~17:15		有	13.2日	●	54.3%	有給	7日※	6日							
吹田市	9:00~17:30		有	16.2日		80.3%	有給	5日※	5日							
泉大津市	8:45~17:15		有	12.5日	○	36.4%	有給	7日※	7日							
高槻市	8:30~17:15 または 8:45~17:30		有	15.5日	●	62.5%	有給	5日	5日							
貝塚市	8:45~17:15		有	14.8日	○	44.8%	有給	7日※	7日							
守口市	9:00~17:30		有	15.6日		56.0%	有給	6日※	6日							
枚方市	9:00~17:30		有	15.6日	○	74.0%	有給	7日※	5日							
茨木市	8:45~17:15		有	13.5日	○	74.0%	有給	9日	5日							
八尾市	8:45~17:15		有	15.1日	●	49.0%	有給	8日※	5日							
泉佐野市	8:45~17:15		有	13.6日	○	20.0%	有給	7日※	8日							
富田林市	9:00~17:30		有	13.9日	●	90.9%	有給	7日※	7日							
寝屋川市	9:00~17:30		有	11.2日	○	72.7%	有給	7日※	5日							
河内長野市	9:00~17:30		有	14.1日	●	85.7%	有給	7日※	7日							
松原市	9:00~17:30		有	13.0日	○	58.8%	有給	8日※	7日							
大東市	9:00~17:30		有	15.2日	○	75.0%	有給	8日※	6日							
和泉市	8:45~17:15		有	15.0日	●	100.0%	有給	8日※	7日							
箕面市	8:45~17:15		有	15.8日	●	68.8%	有給	7日※	6日							
柏原市	8:45~17:15		有	12.3日		55.6%	有給	7日	7日							
羽曳野市	9:00~17:30		有	15.0日		92.9%	有給	7日※	5日							
門真市	9:00~17:30		有	16.0日	●	76.0%	有給	8日※	7日							
摂津市	8:45~17:15		有	15.7日	●	76.2%	有給	5日	5日							
高石市	9:00~17:30		有	11.7日		80.0%	有給	8日※	8日							
藤井寺市	9:00~17:30		有	13.1日	○	75.0%	有給	7日※	6日							
東大阪市	9:00~17:30		有	16.7日	●	50.0%	有給	9日※	7日							
泉南市	9:00~17:30		有	14.8日	○	20.0%	有給	7日※	7日							
四條畷市	8:45~17:15		有	12.6日	○	150.0%	有給	5日	5日							
交野市	9:00~17:30		有	15.0日		60.0%	有給	8日※	7日							
大阪狭山市	9:00~17:30		有	14.2日		25.0%	有給	7日	6日							
茨木市	8:45~17:15		有	13.8日	○	83.3%	有給	7日※	7日							
島本町	9:00~17:30		有	13.9日	●	61.5%	有給	7日	7日							
豊能町	9:00~17:30		有	13.7日	○	0.0%	有給	7日	6日							
能勢町	8:30~17:00	12:15~13:00	有	13.0日	○	25.0%	有給	7日	7日							
忠岡町	9:00~17:30	12:00~12:45	有	13.7日	●	50.0%	有給	7日	7日							
熊取町	9:00~17:30		有	14.3日		50.0%	有給	5日	5日							
田尻町	8:45~17:15		有	13.6日		100.0%	有給	5日	5日							
岬町	9:00~17:30		有	11.1日	○	50.0%	有給	7日	7日							
太子町	9:00~17:30		有	14.0日	○	0.0%	有給	8日	6日							
河南町	9:00~17:30		有	11.6日	○	100.0%	有給	5日	7日							
千早赤阪村	9:00~17:30		有	11.6日	○	50.0%	有給	5日	6日							

① ②

③

■用語の説明（勤務条件制度等関係）

地方公共団体の職員（一般職の職員。企業職員や単純労務職員を除く。）の勤務条件は、各団体が条例で定めることがとされていますが、「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。」（均衡の原則、地公法第24条第5項）とされています。

大阪府は、勤務条件制度等については、これら地公法上の規定や諸原則を踏まえて定めるよう、府内市町村（大阪市、堺市を除く。以下同じ。）に助言しています。

① 一週間の勤務時間等

一週間の勤務時間とは、日曜日から土曜日までの所定勤務時間のことです。

国家公務員の場合、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」において、一週間の所定勤務時間は、38時間45分と定められています。またその割り振りについては、月曜日から金曜日までの5日間につき、一日につき7時間45分の勤務時間を割り振ることとし、勤務時間を割り振らない日（週休日）を、日曜日と土曜日と定めています。（一般的な勤務形態の職員の場合）

地方公共団体の職員の勤務時間については、国家公務員の制度に準拠することが適切ですが、地方公務員は、労働基準法の適用を受けることから、地方公共団体が勤務時間を条例で定める場合は、同法で定める基準（原則として一週間40時間以内、一日8時間以内）に留意する必要があります。

② 休憩時間

休憩時間とは、職員が勤務時間の中途において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている勤務義務の課されていない時間のことです。給与支給の対象外の時間です。

職員の休憩時間については、条例で定めることとされていますが、労働基準法第34条第1項において、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合においては、1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められていることに留意する必要があります。

③ 特別休暇

特別休暇とは、職員が結婚、出産、服喪など、あらかじめ定められた特定の事由（職員側の私生活上・社会生活上の事由）に該当する場合に、所定の手続きに従い、適法に任命権者（上司）の承認を得て、具体的な勤務義務を免除する制度のことです。

国家公務員においては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19条及び人事院規則15-14第22条第1項において、18種類の特別休暇が定められています。

職員の特別休暇については、条例等で定めることとされていますが、労働基準法の定めや国家公務員の制度との権衡に留意する必要があります。